

2 環境関係

ア 公害等

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
土壤環境保全対策 (環境省、関係省)	下記の視点に留意しつつ、市街地の土壤汚染の調査・浄化等に関する対策を樹立し、法案提出を含め検討し結論を出す。 a 土壤汚染の調査については、有害物質の取扱事業場等について一定の場合に調査を行うことや、土地の開発前等に調査を行うことを検討する。 b 汚染地の登録・情報提供の体制を整備する。 c 土壤汚染の浄化等に関しては、費用負担については汚染者負担の原則を踏まえることとしつつ、一定の場合に原因者、土地所有者等に対策を義務付ける。 d 対策の発動基準と対策の内容のバランスをとり、土地所有者等に過度に負担とならないよう柔軟に対応できるようにする。 e 原因者が不明、資力不足等の場合の支援措置について、汚染者負担を原則としつつ、基金の設立や税制等も含めて検討する。 f 国の制度を制定するに際しては、地方公共団体の条例等について地方分権の趣旨を尊重した上で、国の制度との整合性を確保するように努める。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布、措置(公布後9ヶ月以内に施行予定)		(環境省) 平成14年2月15日に国会提出していた「土壤汚染対策法案」が同年5月22日に成立し、同月29日に公布され、本年2月15日に施行された。	
	g 土地の利用や取引の促進にも資するよう、民事上の損害賠償等の紛争を円滑に解決し、土壤汚染に係る調査や対策の実効性の確保にも資する手段について、既存の制度の活用も含め検討する。	逐次実施				(国土交通省) 土地取引に伴う土壤汚染リスクを適切に回避し、不動産の取引や利活用の円滑化を一層推進するため、「宅地・公共用地に関する土壤汚染対策研究会」を設置し、土壤汚染に関する情報提供の在り方、リスク低減に資する契約の在り方等について検討している。

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
自動車排出ガス対策の推進 (環境省、警察庁、経済産業省、国土交通省)	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染が著しい大都市地域において、大気環境基準の達成を目的とし、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正による自動車排出ガス総合対策の充実・強化の推進を図る。 【自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)】	法案成立、公布、一部施行(13年12月)	措置(一部施行(14年5月)全面施行(14年10月))		(環境省、警察庁、経済産業省、国土交通省) 法律の公布(平成13年6月27日法律第73号)、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域の指定(平成13年12月14日政令第406号)、車種規制等に関する政省令の公布(平成14年3月1日政令第38号、環境省令第3号)、総量削減基本方針の告示(平成14年4月11日環境省告示第34号)を行った。さらに事業者による排出抑制対策(平成14年5月)及び車種規制(平成14年10月1日)を施行した。	
ダイオキシン類排出濃度測定方法の緩和(排出ガス) (環境省)	ダイオキシン類排出ガス濃度の測定方法について、現行の測定法による分析装置(高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計)を使用する方法のほか、特定の施設において、より安価な分析装置を使用する方法を公定法とすることを検討する。	検討	結論		(環境省) より安価な分析装置(低分解能ガスクロマトグラフ質量分析計)におけるダイオキシン類の検出感度は、公定法と比べて概ね数十分の一から数百分の一であるという結論が得られたため、公定法に位置づけることは困難であるという結論が得られた。一方、事業者等による排出施設の日常的な管理を目的として、低分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を使用する方法についてマニュアルを策定した。	
LNG発電のばい煙測定頻度の緩和等(大気汚染防止法) (環境省)	LNG(liquefied natural gas:液化天然ガス)を燃料とする発電について、早急にばいじん、硫酸酸化物の排出実態調査等を実施し、その結果に基づいて、ばいじん、硫酸酸化物に関し測定方法の簡素化や測定義務の緩和等を検討する。	検討	措置		(環境省) ガス燃料を専焼するボイラー、ガスタービン及びガス機関について、ばいじんに係るばい煙濃度の測定頻度を緩和することとし、大気汚染防止法施行規則の改正を行った(平成15年3月25日施行)。	
燃料電池のばいじん等の測定方法 (環境省)	燃料電池について、排出実態調査結果を踏まえ、ばいじん等の測定方法を簡素化又は測定頻度を軽減する方向で検討する。	検討	結論		(環境省) 燃料電池発電設備のガス改質の用に供するガス発生炉について、ばいじん及び窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定頻度を緩和することとし、大気汚染防止法施行規則の改正を行った(平成15年3月25日施行)。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
燃料電池発電設備に係るばい煙発生施設としての届出等 (経済産業省、環境省)	燃料電池発電設備の改質器に係るばい煙発生施設の設置の事前届出、測定等の規制について、ばい煙発生量の実態等に即し、現行の電気事業法と大気汚染防止法との整合性を維持しつつ、規制対象から除外する範囲の拡大等を検討する。	検討	結論		(環境省) 燃料電池発電設備のガス改質の用に供するガス発生炉について、ばいじん及び窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定頻度を緩和することとし、大気汚染防止法施行規則の改正を行った(平成15年3月25日施行)	
工業専用地域内における届出を要する特定施設の見直し(騒音規制法、振動規制法) (環境省)	(一定以上のプレス機械、送風機等)の現行の届出制度(その増加があった場合、又は、変更の内容が種類ごとの数を減少する場合、又は直近に届け出た数の2倍以内に増加する場合を除き必要)について、特定施設の種類ごとの数の変更が直接的に外部に対する振動・騒音の大きさを増加させるとは限らない騒音規制法、振動規制法における工業専用地域内における特定施設という特性を考慮し、その運用が適切であるか否か検討する。	検討	結論		(環境省) 工業専用地域は原則的に指定地域としないこととする技術的助言について地方公共団体に対し一層の配慮を求めた(平成15年2月12日環管大第45号を发出)	

イ リサイクル・廃棄物

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
廃棄物の定義・区分、業許可、施設許可、拡大生産者責任等に係る検討 (環境省、国土交通省、経済産業省)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)を始めとする諸制度について、国、地方公共団体、排出事業者、製造業者及び排出者の適正な役割分担に十分留意の上、以下の検討を行い結論を出す。</p> <p>a 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行うとともに、併せてリサイクルに係る廃棄物処理法上の業及び施設の許可や手続の簡素化に関し早急に見直しを行う。また、廃棄物処理法及び建築基準法(昭和25年法律第201号)の施設許可の運用における住民同意に関する調査を行った上で、必要な運用の適正化を図る。</p> <p>【廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間とりまとめ】</p>	検討	結論		(環境省) 中央環境審議会において検討を行い、平成14年11月22日に「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」の意見具申を取りまとめた。この中で <ul style="list-style-type: none"> 不要物かどうかの該当性について、個別事例に即して主観・客観の両面を勘案する考え方そのものには合理性はある。ただし、不要物であるか否かの判断が困難な事例に関して、個別事例に即して具体的な判断基準を明確化する措置を講じることなどにより、判断要素の具体化・客観化を図ることが必要。 「不要物でないリサイクル可能物」と称する不適正処理事例にかんがみ、地方公共団体の行政調査権限を強化することが必要。 処理責任に着目した廃棄物の区分の在り方としては、事業活動に伴って排出される廃棄物を排出事業者の責任の下で処理すべきものに区分することが方向性としては考えられるが、市町村責任の下で処理が円滑に行われていないものについて個々に産業廃棄物へ振り分けた上で、当面、市町村の処理責任の下、排出抑制の観点から排出事業者の責任を強化することも考えられる。 	
		とりまとめ(14年3月)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 業・施設に係る許可の合理化については <ul style="list-style-type: none"> (a) 環境大臣の指定により地方公共団体ごとの業許可の取得を不要とする広域指定制度の積極的拡充を図るべきである。 (b) 環境大臣の認定により業・施設両方の許可を不要とする再生利用認定制度について認定対象範囲の拡大を検討することが必要である。 (c) 同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置について、許可制度の合理化を行うことが必要である。 <p>としている。</p> <p>同意見具申の内容を踏まえた検討を行い、3月に改正廃棄物処理法案を第156回国会に提出した。</p> <p>地方公共団体で独自に行っている住民同意については、平成14年1月に調査を行い、住民同意を求める行政指導の実態を把握した上で、産業廃棄物に係るものについては「産業廃棄物行政に関する懇談会」において検討し、「住民同意を求める行政指導には、限界がある」との結論を得ている。</p> <p>本報告書は全ての都道府県及び保健所設置市に配布し、施設設置許可の適正な運用について周知したところ。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>調査結果を踏まえ、適正な運用が図られるよう「建築基準法第51条ただし書き許可に係る運用の適正化について」を地方公共団体宛てに通知した。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討する。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討する。	検討	結論		<p>(環境省)</p> <p>中央環境審議会において検討を行い、平成14年11月22日に「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」の意見具申を取りまとめた。この中で「一般廃棄物の処理責任を有する市町村が有害性・危険性などの点から処理困難なものについて、その適正処理を確保するため、拡大生産者責任の趣旨に基づき生産者による製品設計・素材選択の工夫や、引取り・処理などの取組を求める制度の一層の拡充が必要である」としている。</p> <p>また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、環境負荷の少ない製品やサービスに関する情報提供の強化・拡充を図るため、平成14年8月13日に環境省ホームページにおいて環境ラベル等データベースの本格運用を開始した。また、情報提供体制の在り方については引き続き検討を進めている。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>平成14年4月、日本工業標準調査会において、環境JIS策定中期計画を含む「環境JIS策定促進のアクションプログラムについて」をとりまとめた。今後、中期計画をベースに、3R製品の需要拡大等環境保全に資する環境JISを精力的に策定する。また、環境に配慮した標準を整備するために、分野別環境配慮規格整備方針を策定した。</p>	
	c 不法投棄跡地等の修復対策に関し、費用負担、責任分担を明確化し、技術開発の促進や環境修復ビジネスの促進のための措置等を講ずる。	検討	結論		<p>(環境省)</p> <p>過去の不法投棄等の原状回復措置を早期かつ計画的に進めていくために、原状回復措置を実施する都道府県等に対する財政上の支援等を内容とする「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案」を第156回国会に提出した。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
廃棄物焼却炉の維持管理規制の見直し (環境省)	液中燃焼炉については、排ガス中のCO(一酸化炭素)濃度とダイオキシン類濃度との関係に必ずしも相関関係がないとのデータがあることを踏まえ、排ガス中のCO濃度が100ppm以下となるように燃焼することとする規制の見直しの必要性について、検討し、所要の措置を講ずる。 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成13年環境省令第33号)】	措置済 (13年10月実施)				
個別リサイクル法の対象となる品目に対する廃棄物処理法の施設許可の検討 (環境省)	個別リサイクル法の対象となる品目の処理施設については、その処理方法や施設の特徴を精査し、生活環境保全上の影響について調査検討した上で、類型化が可能かどうかと併せて、廃棄物処理法上の施設設置許可要件が適正であるか否かを検討し、その結果を明らかにする。	逐次実施			(環境省) 中央環境審議会において検討を行い、平成14年11月に取りまとめて意見具申を行った中で、施設設置許可制度に関しては、一般廃棄物処理施設については一律に許可が必要となるが、受け入れる廃棄物の種類と処理工程による生活環境上の影響の大きさを考慮して、許可対象施設を見直すことが必要との結論を得た。これを受け、個別リサイクル法の対象となる品目を処理する施設も含め、逐次検討を行っていく予定。	
医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善 (環境省)	a 有識者や医療機関代表者等関係者の意見を聴き、感染性廃棄物の非感染性化の認定についての客観的な基準を策定するなど、感染性廃棄物の定義を客観的に判断できるものにすることを検討する。	検討	検討		(環境省) 感染性廃棄物の定義等を客観的に判断できるものにするものについては、有識者や医療機関関係者等からなる「感染性廃棄物処理対策検討会」において検討を行い、客観的に感染性廃棄物を判断できる基準をとりまとめた。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 医療機関から排出される廃棄物の分類について廃棄物全体の定義見直しの際に検討を行う。	検討	検討		(環境省) 中央環境審議会において検討を行い、平成14年11月22日に「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」の意見具申を取りまとめた。この中で ・ 事業活動に伴い排出される一般廃棄物については、排出事業者の責任の下で処理すべきものに区分することが方向性としては考えられるが、市町村責任の下で処理が円滑に行われていないものについて個々に産業廃棄物へ振り分けた上で、当面、市町村の処理責任の下、排出抑制の観点から、排出事業者の責任を強化することも考えられる ・ 特別管理廃棄物制度については、特別管理廃棄物の計画的な追加や見直しを進めていく必要がある。また特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物については、現行の制度を活用していくことにより、排出事業者責任の徹底及び適正処理の推進を図ることが適当である としている。	
	c 感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについても、必要に応じて十分に検討する。	必要に応じ検討	必要に応じ検討		(環境省) 感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについては、有識者や医療機関関係者等からなる「感染性廃棄物処理対策検討会」において、注射針等の鋭利なものについては感染性廃棄物に準じる扱いとし、DNA廃棄物等については今後さらに実態を調査していくこととした。	
廃棄物処理業者に関する情報の一層の開示(環境省)	優良事業者選択のために必要な処理業者の過去の不法投棄等に伴う処分歴、また都道府県により行われている立入調査の結果についての情報を開示するために解決すべき点を整理し、関係部門とその実施に向けて必要な協議を開始する。	検討	検討		(環境省) 整理の結果、各都道府県の情報公開に関する制度で対応できるものと考えている。しかし、許可の取消処分については、全国的な情報を一斉に提供することの有効性をも考慮し、関係部門との協議を含め、より効率的な情報公開の方法についての具体的な検討を行っているところ。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
再生利用認定制度の対象範囲の拡充 (環境省)	再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、再生利用認定制度の対象となる廃棄物の範囲を検討し、認定基準を満たす者については積極的に認定する。	検討	検討・結論		(環境省) 中央環境審議会において検討を行い、平成14年11月に取りまとめて意見具申を行った中で、再生利用認定制度については認定対象範囲の拡大を検討し、可能なものから順次指定していくことが必要との結論を得たところである。これにより、業界の要望も受けながら、新たに追加する認定対象廃棄物として、廃プラスチックのコークス炉利用、廃ゴムタイヤや廃ゴムクロールの溶解炉利用の検討を行っているところ。 また、再生利用認定の申請手続きを迅速に行うため、必要な書類の明確化を含めた手続きの指針の整備に関する申請者からの要望もあり、新たに追加する認定対象廃棄物の動向も考慮しつつ現在検討を行っているところ。 なお、個別の再生利用認定については、認定基準を満たしている者について積極的に認定を行っており、平成14年度には57件の認定を行った。	
リサイクルのための共同事業の推進と競争政策の在り方 (公正取引委員会)	リサイクルのための共同事業について、具体的にどのような共同の取組が独占禁止法において問題になるかに関して明確なガイドラインを作成する。 【リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針】	措置済 公表(13年6月)				
廃棄物等のリサイクル制度 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	循環型社会の形成を推進するため、次の措置を講じ、循環型社会形成推進基本計画の策定に資するとともに、同計画の策定を前倒しする。		措置		(環境省) ・循環基本計画については、法律の期限を前倒しして平成15年3月末までに策定した。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	a 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、個別業種製品ごとのリデュース、リユース、リサイクル対策を網羅的に講ずる。 【資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)】	引き続き施行			引き続き施行	(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) 資源有効利用促進法に基づき、10業種・69品目を対象として、事業者に対して、廃棄物の発生抑制・部品等の再使用、使用済製品等の原材料としての再利用の取組を求める等3R(リデュース、リユース、リサイクル)対策を講じている。また、産業構造審議会環境部会第3回廃棄物・リサイクル小委員会(14年7月)において、資源有効利用促進法施行後1年間の事業者の取組状況を報告した。
	b 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づき、引き続き容器包装リサイクルの着実な施行を図る。 【再商品化手法の追加:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】 【再商品化計画量の改正:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】	引き続き施行			引き続き施行	(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省) 容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の実施 ・全体として容器包装のリサイクルは着実に進展。 平成14年4月~12月の実績 ・分別収集量の合計 約186万トン(約175万トン) ・再商品化量の合計 約178万トン(約166万トン) ()内の値は平成13年4月~12月の実績 分別収集計画等の見直し ・平成15年度を初年度とする平成19年度までの分別収集計画を策定(平成14年11月29日)。 平成12年度から対象となったプラスチック製容器包装を中心として今後とも分別収集量が増加する見込み(プラスチック製容器包装:平成13年度実績19.7万トン 平成19年度見込み92.2万トン)。

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		平成13年 度	平成14年 度	平成15年度		
					<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度を初年度とする平成19年度までの再商品化計画を策定(平成14年11月29日)。 新たな再商品化技術の実用化や施設の設置状況、分別収集量が増加する見込みであることを踏まえ、再商品化がされる分別基準適合物の量の見込み、再商品化をするための施設の設置に関する事項等を策定。 	
	c 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、家電リサイクルの着実な施行を図る。 【特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)】	引き続き施行	13年4月全面施行		(経済産業省、環境省) 消費者等へのパンフレット作成、配布等の普及啓発、法施行後の状況等についての情報提供等を行い、本リサイクル制度の着実な施行を図っている。 <平成14年度の実績> <ul style="list-style-type: none"> 指定引取場所引取台数 約 1,015万台 リサイクル施設搬入台数 約 1,016万台 	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>d 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、分別解体等の実施、建設廃棄物の再資源化等の促進を図りつつ、建設リサイクルの着実な施行を図る。</p> <p>【解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)】</p> <p>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)】</p> <p>【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係政省令(平成14年政令第7号、平成14年国土交通省令第17号及び平成14年国土交通省令・環境省令第1号)】</p> <p>e 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づき、食品廃棄物等に関するリサイクル対策の着実な施行を図る。</p> <p>【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】</p>	引き続き施行			<p>(国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法は平成14年5月30日より全面施行。 法の周知徹底を図るとともに実効性を確保するため、講習会の実施や、パンフレット・ポスターの作成・配布等により法のPRを行うとともに、分別解体等及び再資源化等の適正な実施の徹底及び不適正な業者の取り締まりを図るため、地方自治体を中心となってパトロール等を実施。 	
<p>ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)</p>	<p>これまでの容器包装リサイクル法の実施に伴って生じた問題点を分析し、分別収集された容器包装廃棄物の円滑なりサイクルを達成するために必要な施策について、以下の観点も考慮に入れて検討し、早急を実施する。</p> <p>a ペットボトルの再商品化需要の拡大及び容器としての再商品化のための措置</p> <p>b 市町村による分別収集コストの明確化と事業者による廃棄物発生抑制効果の検証</p> <p>c 市町村負担の多寡、市町村による分別コストの分析や民営化との比較、事業者による廃棄物発生抑制効果、費用負担ルールの見直し等の指摘を踏まえた対応策の</p>	一部措置 済	検討		<p>(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)</p> <p>セミナーの開催、パンフレットの配布等による法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図っている。</p> <p>(農林水産省・環境省)</p> <p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条に基づく登録再生利用事業者を25事業者登録(平成14年12月末現在)</p>	<p>(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省)</p> <p>ペットボトルリサイクル施設の整備の進展</p> <p>ボトル to ボトル等の原料化としてのモノマー化法を再商品化手法として追加したことにより、平成14年4月から商業施設での運転が開始(繊維原料向け)。これらに伴い、市町村の分別収集量に応じたりサイクル施設が整備。</p> <p>分別収集計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度を初年度とする平成19年度まで

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>総合的な検討の中長期的観点からの要請</p> <p>d 容器包装の再利用(リユース)を推進するインセンティブを与える仕組みにはなっていない部分があるという課題の認識</p> <p>【再商品化手法の追加:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】</p> <p>【再商品化計画量の改正:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】</p>	13年5月			<p>の分別収集計画を策定(平成14年11月29日)。</p> <p>ペットボトルに関する分別収集量は増加する見込み(平成13年度実績16.2万トン 平成19年度見込み27.3万トン)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度を初年度とする平成19年度までの再商品化計画を策定(平成14年11月29日)。 市町村の分別収集量の増加にみあったペットボトルのリサイクル施設の整備が図られる見込み(平成15年度見込み29.2万トン 平成19年度見込み31.9万トン)。 <p>容器包装リサイクル法に係る効果の検証等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する分別収集コストに係るアンケート調査の実施(平成14年11月~15年3月) 事業者における容器包装廃棄物の発生抑制、減量化に向けた取組事例等の調査の実施(平成14年11月~15年3月) 再商品化事業者に係る実態調査の実施 <p>リユースの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> リユースの促進に向けた自主回収の認定(当該容器に係る再商品化義務の全てを免除)により、自主回収への取組は着実に浸透(認定累計件数:平成9年106件 平成14年201件) 国内及び海外におけるデポジット制の実施状況とその評価に関する調査の実施(平成14年11月~15年3月) 	
自動車リサイクル対策 (経済産業省、環境省)	自動車リサイクル対策について、使用済自動車の逆有償化の状況の下で、リサイクルの高度化及びその適正な処理の確保に向け、法制化も視野に入れた検討を行う。 (第154回国会に關係法案提出予定)	結論	法案成立後公布		<p>(経済産業省・環境省)</p> <p>第154回国会において、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)が成立(平成14年7月12日公布。平成15年1月11日に第一段階の規定が施行。)</p> <p>本格施行(平成16年末頃を目途)に向けて産業</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
						構造審議会及び中央環境審議会にて、自動車製造業者等が引き取ってリサイクルする品目(特定再資源化等物品)のリサイクル水準や解体業・破砕業に係る許可基準等について検討中。	
省エネ・リサイクル支援法の見直し(経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)	事業者等によるエネルギー使用の合理化及び再生資源の利用を促進するため、平成5年から施行されているエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(省エネ・リサイクル支援法)について、平成14年度末の廃止期限を踏まえ、総合的な見直しを行う。	検討・措置				(経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省) 地球温暖化、廃棄物・リサイクル問題など事業者を取り巻く環境制約の高まりを受けて、事業者が行う、海外でのエネルギー起源CO2の排出抑制事業、使用済物品等及び副産物の発生の抑制(リデュース)や再生部品の利用(リユース)を新たな政策支援として追加する等の所要の改正案を第156回通常国会に提出した。	
廃棄物処理、リサイクルの推進(環境省)	PCB(Poly Chlorinated Biphenyl: ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の確実かつ適切な処理を促進するための所要の措置を講ずる。 【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)】 【環境事業団法の一部を改正する法律(平成13年法律第66号)】	措置済					

ウ 地球温暖化

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)	下記により、総合的な対策を実施する。 (第154回国会に関係法案提出) a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。 b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(I T S : Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等の他の政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。 【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】	一部措置済 法案提出	逐次実施 法案成立後、公布、措置(京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行予定)	13年5月施行	(環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月9日法律第117号)を改正し(平成14年5月31日)、同法を担保法として、6月4日に京都議定書を締結した。 また、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針(平成11年4月8日閣議決定)に基づき、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画を策定した。(7月19日閣議決定) (国土交通省) 低公害車の開発・普及の他に、I T S の推進等による交通流対策、海上輸送の競争力強化によるモーダルシフトの推進・物流の効率化、都市鉄道の整備やサービス・利便性の向上による公共交通機関の利用促進等を着実に実施している。 (農林水産省) セミナーの開催、パンフレットの配布等による食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図っている。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p> <p>d 温室効果ガスの効率的・効果的な削減のために、従来の規制の方式以外に、税・課徴金や排出権取引などの市場メカニズムを通じた効率的な経済的手法、自主的取組を組み合わせることが重要であり、これらの手法の具体的な在り方について検討する。この場合、対策を実施した結果について評価の上、必要に応じ対策の追加を図る。なお、検討に当たっては、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、経済界の創意工夫をいかし、我が国の経済活性化につながるものとするよう配慮する。</p> <p>e 新エネルギーの導入基準制度(RPS: Renewables Portfolio Standard)等の措置も含め各種新エネルギー対策を強力に推進する。 【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第15号)】</p>				<p>(国土交通省) 低公害車の開発・普及の他に、ITSの推進等による交通流対策、海上輸送の競争力強化によるモーダルシフトの推進・物流の効率化、都市鉄道の整備やサービス・利便性の向上による公共交通機関の利用促進等を着実に実施している。</p> <p>(環境省) 国民一人ひとりが地球温暖化防止に向けて自らのライフスタイルを変革していくことを目指して、各界のオピニオン・リーダーの方々から構成される「環の国くらし会議」を開催し、国民の意識改革と自発的な取組を促すためのメッセージを発信した。</p> <p>(内閣官房、環境省、経済産業省) 平成14年7月19日に地球温暖化対策推進本部を開催し「京都メカニズム活用のための体制整備について」を決定し、京都議定書に基づく共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る締約国としての事業の承認などについて、「京都メカニズム活用連絡会」を設置して、連絡会が行うことが決定された。これを受けて、10月16日には同連絡会において、「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認に関する指針」が決定された。</p> <p>(内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) バイオマス利活用促進のため、バイオマス・ニッポン総合戦略を策定した(平成14年12月27日閣議決定)。</p> <p>(内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、環境省) 燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議において、安全性の確保を前提とした燃料電池に係る</p>	
		14年1月	施行			

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>包括的な規制の再点検についての道筋を取りまとめた(平成14年10月25日) (経済産業省)</p> <p>平成15年度予算については、対前年度比119億円増の1568億円を計上する等、積極的な新エネルギー政策を推進しているところ。</p> <p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法を全面施行した(平成15年4月1日)</p> <p>平成14年1月の政令改正を踏まえ、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針の改定(平成14年12月27日閣議決定)及びエネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針の改定(平成15年1月15日告示)を実施した。 (農林水産省)</p> <p>木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、平成14年度補正予算において、木質ボイラー等の木質バイオマス利活用施設等の整備に必要な予算を措置。</p> <p>また、平成15年度予算においても、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備に必要な予算を措置予定。 (環境省)</p> <p>地方公共団体が地域の実情に即し、バイオマスを利用した新しいエネルギー供給・利用システムを公共施設等に導入する事業に対する補助事業を行った。</p> <p>また、平成15年度においても、地方公共団体の率先実行計画に基づいて導入される太陽光発電施設やバイオマスエネルギー利活用施設等の整備に必要な予算を措置予定。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。 【低公害車開発普及アクションプラン】</p>	<p>策定(13年5月、7月)</p>			<p>(内閣官房、経済産業省、国土交通省、環境省) クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の開発・普及を推進するため、以下の施策を実施。 平成13年5月の総理指示による政府一般公用車への低公害車の率先導入を推進。 平成13年7月、経済産業省、国土交通省及び環境省は、「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、3省が連携して低公害車の開発・普及を推進。 具体的には、 ・自動車税のグリーン化等による低公害車、低燃費車の普及促進 ・地方公共団体及び民間事業者等に対する車両購入、天然ガス等の燃料供給施設の設置に要する費用の一部補助や低利融資の実施 ・DME自動車等の次世代大型低公害車の技術開発や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証試験、標準・安全基準の策定等を推進 (なお、以上の施策の実施等により、平成14年4月から9月までの間に、約107万台の低公害車が新たに登録される等の成果が現れているところ。) 平成14年5月、経済産業、国土交通、環境の各副大臣による燃料電池プロジェクトチームによる報告とりまとめ。 平成14年10月、総理の指示を踏まえ内閣官房に設置された「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」において、燃料電池の初期段階の普及を睨んだ規制の再点検スケジュール等を取りまとめ。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>g 経済的負担を課す措置については、その有効性についての国民の理解の進展、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展も踏まえ、幅広い観点から検討する。</p> <p>h 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p> <p>i 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。 【森林・林業基本法の制定：林業基本法の一部を改正する法律(平成13年法律第107号)】 【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)】 【森林・林業基本計画制定、全国森林計画変更】</p>				<p>平成14年12月、総理の指示を踏まえ、試験的市販が開始された燃料電池自動車5台を公用車として率先導入(内閣官房、内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省)あわせて、電々関における水素充填を可能とするため、経済産業省が移動式水素供給設備を導入。</p> <p>(環境省) 平成13年10月より、中央環境審議会の地球温暖化対策税制専門委員会において、温暖化防止のための税制について検討を行い、平成14年6月には「我が国における温暖化対策税制について(中間報告)」を公表。 その後、引き続き検討を進めているところ。</p> <p>(環境省) 環境省は、地球環境研究総合推進費等を活用し、学際的、省際的、国際的な観点を重視しつつ、国立及び独立行政法人の研究機関、大学、民間、地方公共団体の研究機関等による、産官学の共同研究体制で、温室効果ガスの排出削減技術をはじめとする地球環境研究を推進した。</p> <p>(農林水産省、環境省) 農林水産省と環境省は、適切な森林整備・保全を進めることが地球温暖化防止にも資するとの観点から、平成15年度税制において「山林所得に係る森林計画特別控除(控除率20%)」及び「植林費の損金算入の特例措置(算入率35%)」の延長について共同要望し、措置した。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ガスパイプラインの建設促進 (国土交通省、経済産業省、農林水産省)	ガス管敷設に係る規制の在り方等については、安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭に置きつつ、以下の具体的事項について検討する。					
	a 埋設深度について、2MPa以上の高圧で市街地の道路下に埋設する場合であっても、当該道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に係る一定の基準に照らし支障なき場合には、1.8mではなく1.2mで足りることとする。		検討	結論	(国土交通省) 学識経験者で構成される委員会を平成15年2月に設置し、その助言及び指導のもと、道路舗装構造及び埋設管への影響を照査しつつ、検討。	
	b 将来的にはガスパイプラインが海底に敷設されるケースも想定し、海底敷設に係るガス管に係る材質、設計荷重、許容応力等、技術基準の在り方についても、欧米の状況等も念頭に置きつつ、安全の確保を前提として検討する。		検討開始		(経済産業省) ガスパイプライン安全基準検討会中間取りまとめ(平成14年3月)を踏まえ、平成14年度において、技術基準等の素案のとりまとめを行ったところであり、平成15年度に省令等の整備を行う。	
	c 公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。	実際上の必要が生じた場合に検討			(農林水産省) 実際上の必要が生じた場合には検討するが、現在のところ、その必要性は生じていない。	

エ 人と自然との共生

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
「人と自然との共生」を図るための国家戦略の策定 (環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、関係府省)	<p>生物多様性国家戦略を「人と自然との共生」を図るためのトータルプランとするため、次のような要素を取り込んだものに改定する。</p> <p>a 自然公園を国土における生物多様性保全の屋台骨として積極的に活用する。</p> <p>b 国土の保全・水源のかん養・自然生態系の維持といった森林の公益的機能の持続的発揮を図る観点から、機能に応じた適正な整備・保全を行う。</p> <p>c 里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを明確にする。その上で、NPO活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。</p> <p>d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。</p>	措置済				
国家戦略のフォローアップ及び評価 (環境省)	「人と自然との共生」を図るための国家戦略の実現を担保するため、「生物多様性国家戦略」を定期的にフォローアップし、評価を行う。		逐次実施		(環境省) - 平成14年度に生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において、各省庁の施策の進度を生物多様性の観点からできるだけ客観的にフォローアップ(評価)するための効果的手法を検討したところ。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
自然公園法改正法案の提出 (環境省)	従来の風景保護に加え、生態系保全と野生生物保護の機能を自然公園法(昭和32年法律第161号)に位置付ける。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布、措置 (公布後1年以内に 施行予定)		(環境省) 平成14年4月に、生態系保全と野生生物保護の機能を位置付ける「自然公園法の一部を改正する法律」が成立。平成15年4月施行。	
「人と自然との共生」を図る観点からの外来種対策の在り方に係る検討 (環境省)	外来種問題については、「人と自然との共生」を図る観点から実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出す。その際、以下のような対策、制度の実効性の確保に不可欠であるリスク評価や水際対策等に必要な体制整備の観点も含めて議論し結論を得る。 a 危険性が高いと思われる種について、野生化の可能性や野生化した場合の生態系、野生生物種、産業、人の健康等への影響を科学的に評価を行う。その上で、危険性が高いと評価されたものに対しては、輸入、利用等に関し一定の制限を課す。 b リスク評価の結果、適正な管理が必要と評価された種について、当該外来種を所有、利用、管理する者に対し、遺棄・放逐の禁止、逸出の防止、登録義務等を課す。 c 問題外来種の駆除事業を実施している自治体、NGOなどに財政的支援を行う仕組みが必要であり、問題外来種の野生化をもたらした責任を有する者等に対し、駆除と制御(増殖・蔓延・影響の抑制)に係る一定の役割を課す(定着した問題外来種の駆除、在来種の利用促進事業に係る基金への出資など。) d 在来種の産業利用に係る研究・開発を促進し、外来種利用産業における在来種利用を促進する。	検討	結論		(環境省) 平成14年8月に、「移入種(外来種)への対応方針について」をとりまとめ、移入種リストを作成。上記を受け、移入種対策に関する措置の在り方を検討するため、中央環境審議会野生生物部会に専門の小委員会を設置(平成15年1月24日)。	

オ 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
環境報告書及び環境会計の普及促進の方策 (環境省、経済産業省)	<p>a 事業活動における環境保全のため取組を促進するため、取組成果の評価指標の整備や企業の利害関係者別に求める環境情報の多様性の調査、環境報告書及び環境会計に係るデータベースの構築等による取組状況の情報提供を行うなど、事業活動に係る企業の自主的取組を促進するための行政支援策を講ずる。</p> <p>【ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001】</p>	一部措置済	措置		<p>(環境省)</p> <p>環境報告書や環境会計に関する情報提供の方策として、環境報告書データベースを平成14年9月にインターネット上に公表した。また、環境報告書シンポジウムを平成15年1月に実施した。</p> <p>環境会計ガイドライン2002年版に関連情報を加えて、平成14年6月5日に環境会計ガイドブック2002年版として公表した。また、環境会計への取組を促進するため、環境保全コスト分類に関する手引書を策定した。(平成15年3月策定)</p> <p>「事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000年度版 - 」をより有用な指標として改訂するため、平成14年8月に公表した平成13年度のパイロット事業の成果を踏まえ、指標の見直し等の検討を行い「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 」を策定した。(平成15年3月策定)</p> <p>(経済産業省)</p> <p>「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」等を活用しつつ、企業の自主的な環境対策に係る情報公開に対する取組を促進している。また、当省ホームページ上に業種別の企業の取組状況の比較等ができる「環境報告書ホームページ」を準備中。さらに、関係団体において、企業から公開されている環境報告書を閲覧できるライブラリーを準備中。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容等	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 環境報告書及び環境会計に取り組む企業へのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ結果として企業の競争力の向上につながるような方策など、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。	検討	結論		(環境省) 環境報告書の普及促進や信頼性確保を図るための枠組みのあり方について、平成13年度の検討結果を平成14年8月27日に公表した。引き続き平成14年9月より、本検討結果を踏まえ、環境報告書の第三者レビューを中心に検討を行い、検討結果を取りまとめた。(平成15年3月) また、循環型社会形成推進基本計画において、環境報告書の公表率、環境会計の実施率について政府目標を設定した。(平成15年3月14日閣議決定)	
	c 環境会計に期待される内部機能にもより一層着目し、原価計算、マテリアルフローコスト会計、業績評価への環境項目の導入など環境管理会計手法について検討し、所要の措置を講ずる結論を出す。 【環境管理会計手法】	措置済				
		策定(14年3月)				
環境報告書及び環境会計の比較可能性の確保 (環境省)	環境報告書の記載内容となる環境会計及び環境対策の評価結果(環境パフォーマンス情報)について、環境会計ルールの明確化のため環境保全対策に係る効果の体系付け等の理論的課題について検討を加えるとともに、環境パフォーマンス情報の集計方法を体系化する等により、実務上の利便性を向上させたガイドラインの改訂を行う。その際、業種間の比較がより一層的確かつ容易なものとなるよう項目の共通化を図りつつ、業種別の比較可能性の観点から更に検討する。 【環境会計ガイドライン2002年版】	一部措置済	措置		(環境省) 環境会計ガイドライン2002年版に関連情報を加えて、平成14年6月5日に環境会計ガイドブック2002年版として公表した。 「事業者の環境パフォーマンス指標-2000年度版-」をより有用な指標として改訂するため、平成14年8月に公表した平成13年度のパイロット事業の成果を踏まえ、指標の見直し等の検討を行い「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-」を策定した。(平成15年3月策定)	
		策定(14年3月)				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
環境報告書及び環境会計の信頼性の確保(環境省)	<p>国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて、以下の点に留意の上、検討し結論を出す。</p> <p>a 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認及びその養成や資質向上について策を講ずる。専門家資格を創設する場合には資格に期限を設定するとともに民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。</p> <p>b 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。</p> <p>c 第三者監査は報告書を作成する者にとって多大なコスト負担とならないことに留意する。</p> <p>d 企業に不利な情報についても環境報告書及び環境会計に盛り込む。</p> <p>e 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。</p>	検討	結論		<p>(環境省)</p> <p>環境報告書の普及促進や信頼性確保を図るための枠組みのあり方について、平成13年度の検討結果を平成14年8月27日に公表した。引き続き平成14年9月より、本検討結果を踏まえ、環境報告書の第三者レビューを中心に検討を行い、検討結果を取りまとめた。(平成15年3月)</p>	

カ その他

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
カラス等営業除去の許可申請・事後報告義務の緩和 (環境省)	カラス等営業除去の申請者の負担の軽減のため、野生鳥獣の保護繁殖の確保を図りつつ、手続運用面の簡素化を検討する。	検討・措置			(環境省) 捕獲許可権限の市町村への委譲により、カラス等の営業除去にかかる申請が、各市町村毎に必要となり、申請者の負担が増加することから、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号。平成15年4月16日施行)第3条に基づき環境大臣が定める、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成14年12月27日環境省告示第86号)において、「市町村間の連携を図る等により、申請者に手続き上過度の負担を課すことのないよう配慮すること」を記述し、手続き運用面の改善を図ることとした。 具体的対応として、平成14年度中に都道府県に対し、技術的助言を行い、関係市町村が共通の従事者一覧表による申請を認めることとする。	
グリーン調達 の推進 (環境省)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、重点的な環境物品等及びその判断基準を示し、グリーン調達を推進する。 【「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更】	一部措置 済	逐次実施		(環境省) グリーン購入法において国等が特に重点的に調達を推進する物品等の種類として定められている特定調達品目及びその判断の基準については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、平成14年度についても引き続き特定調達品目検討会における品目の追加等に関する検討等を経てさらに品目を追加する一部変更を閣議決定した。(平成15年2月28日閣議決定)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
都市のヒートアイランド現象の解消 (環境省、国土交通省、経済産業省、関係府省)	都市のヒートアイランド現象の実情にかんがみ、下記のような対策を構ずる。 a 環境省、国土交通省、経済産業省等関係省庁からなる総合対策会議を設置するなど、総合的な推進体制を構築するとともに、ヒートアイランド現象の解消対策に係る大綱の策定について検討し結論を出す。 b ヒートアイランド現象の解消対策の更なる推進のため、各原因間の関連性、寄与度等複雑なメカニズムの調査・分析を進める。 c 国土交通省においては都市政策の観点からもヒートアイランド対策について検討する。		措置		(環境省、国土交通省、経済産業省、内閣官房) 内閣官房、経済産業省、国土交通省、環境省からなる関係府省連絡会議を設置し、大綱の策定について検討を進めた。 (環境省、国土交通省) ヒートアイランド現象の解消対策の更なる推進のため、数値シミュレーション等により、メカニズムの調査・分析を進めた。 (国土交通省) 省内関係課からなるヒートアイランド対策連絡会議を設置し、都市政策の観点からもヒートアイランド対策について検討した。	
再生可能エネルギー等の一層の導入 (経済産業省、環境省及び関係府省)	太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。 【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第15号)】	逐次実施		14年1月施行	(内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) バイオマス活用促進のため、バイオマス・ニッポン総合戦略を策定した(平成14年12月27日閣議決定) (内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、環境省) 燃料電池自動車の政府率先導入、安全性の確保を前提とした燃料電池に係る包括的な規制の再点検等について、関係省庁の緊密な連携を図るため、燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議を設置(平成14年5月15日) 当連絡会議において、安全性の確保を前提とした燃料電池に係る包括的な規制の再点検についての道筋を取りまとめた(平成14年10月25日) (経済産業省) 平成15年度予算については、対前年度比119億円増の1,568億円を計上する等、積極的な新エネルギー政策を推進しているところ。 電気事業者による新エネルギー等の利用に関	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>する特別措置法を全面施行した(平成15年4月1日)</p> <p>平成14年1月の政令改正を踏まえ、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針の改定(平成14年12月27日閣議決定)及びエネルギー利用者に対する新エネルギー利用等に関する指針の改定(平成15年1月15日告示)を実施。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、平成14年度補正予算において、木質ボイラー等の木質バイオマス利活用施設等の整備に必要な予算を措置。</p> <p>また、平成15年度予算においても、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備に必要な予算を措置予定。</p> <p>(環境省)</p> <p>地方公共団体が地域の実情に則し、バイオマスを利用した新しいエネルギー供給・利用システムを公共施設等に導入する場合の事業費に対する補助事業を行った。</p> <p>また、平成15年度においても、地方公共団体の率先実行計画に基づいて導入される太陽光発電施設やバイオマスエネルギー利活用施設等の整備に必要な予算を措置予定。</p>	